

2026年7月29日

各 位

会 社 名 株式会社N P T
(コード：311A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
問合せ先 取 締 役 大貫 篤志
T E L 03-6455-7150
U R L <https://neopt.jp/>

株式の上場廃止及び株式の取扱いに関するお知らせとご挨拶

当社は、TOKYO PRO Marketへの上場廃止を自ら申請し、受理されました。これに伴い、2026年7月30日付で当社普通株式は上場廃止となります。

2025年1月30日の上場以来、株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様には、当社及び当社事業へのご理解とご支援を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

今後も、より一層の企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続き皆様の変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、上場廃止後の各種手続きにつきましては、上場廃止日時点の株主名簿確定作業が完了した後より、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が対応を開始いたします。

記

1. 各種手続き

当社株式の取扱いにつきましては、2026年8月3日（上場廃止日の2営業日後）をもって株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱いが廃止となり、各証券会社等での諸届等も受付されなくなります。

このため上場廃止日以降は、各種請求書・届出書等への実印の押印及び印鑑証明書の添付により、株主様のご本人確認及び株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。

2. 株式残高証明書の発行について

株式を譲渡する場合等、株主様ご自身が所有されている株式数をご確認されたい場合には、「株式残高証明書」の交付を請求することができます。この証明書の交付を希望される場合は、

株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社宛てにご請求をお願い申し上げます。

なお、証明書の発行には、お申し出いただいてから3週間程度を要しますのであらかじめご了承ください。

3. 名義書換等の各種手続き

株式の譲渡に際しては、売主と買主が連名で名義書換請求することになります。所定の株式名義書換請求書に、連名（売主と買主）で必要事項を記載、実印を押印のうえ、印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本）を添付していただき、株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社宛てにご請求をお願い申し上げます。

以 上